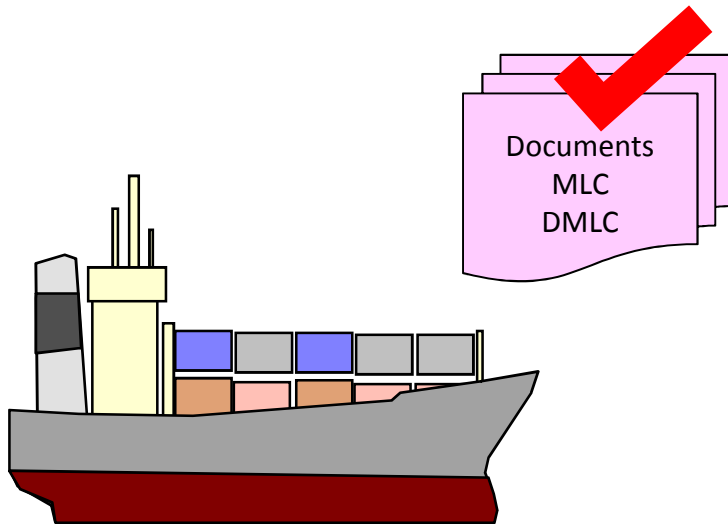


海上労働条約の批准に伴う 船員法の改正について 【追補版：検査関係】



平成25年5月



国土交通省海事局運航労務課

目次

	ページ
はじめに	1
海上労働検査の対象船舶	2
海上労働検査における船舶所有者	3
海上労働検査・海上労働証書	4
よくある質問と回答①(申請手続)	5
海上労働検査の流れ	6
海上労働証書を取得するには	7
海上労働検査の範囲	8
海上労働検査の受検時期と証書の有効期限	9
海上労働証書の取扱い	10
海上労働証書の速やかな交付のために	11
海上労働証書交付記録の公表	12
登録検査機関とは	13
よくある質問と回答②(検査実施・証書交付)	14
船員の労働条件に関する寄港国検査(PSC)	15
外国船舶に対する寄港国検査(PSC)の流れ	16
外航船舶の船員による苦情の申出	17
募集・職業紹介を利用した船員の雇入れ	18
よくある質問と回答③(PSC等)	19

はじめに

○ 海上労働条約と船員法改正

平成25年8月20日に発効する海上労働条約に関連し、3月に配布したパンフレット「海上労働条約の批准に伴う船員法の改正について」にて改正概要をお知らせしたところですが、船員の労働条件関係(平成25年3月1日施行)に引き続き、平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度がスタートしました。

○ 検査制度の導入

1. 旗国検査(海上労働検査)

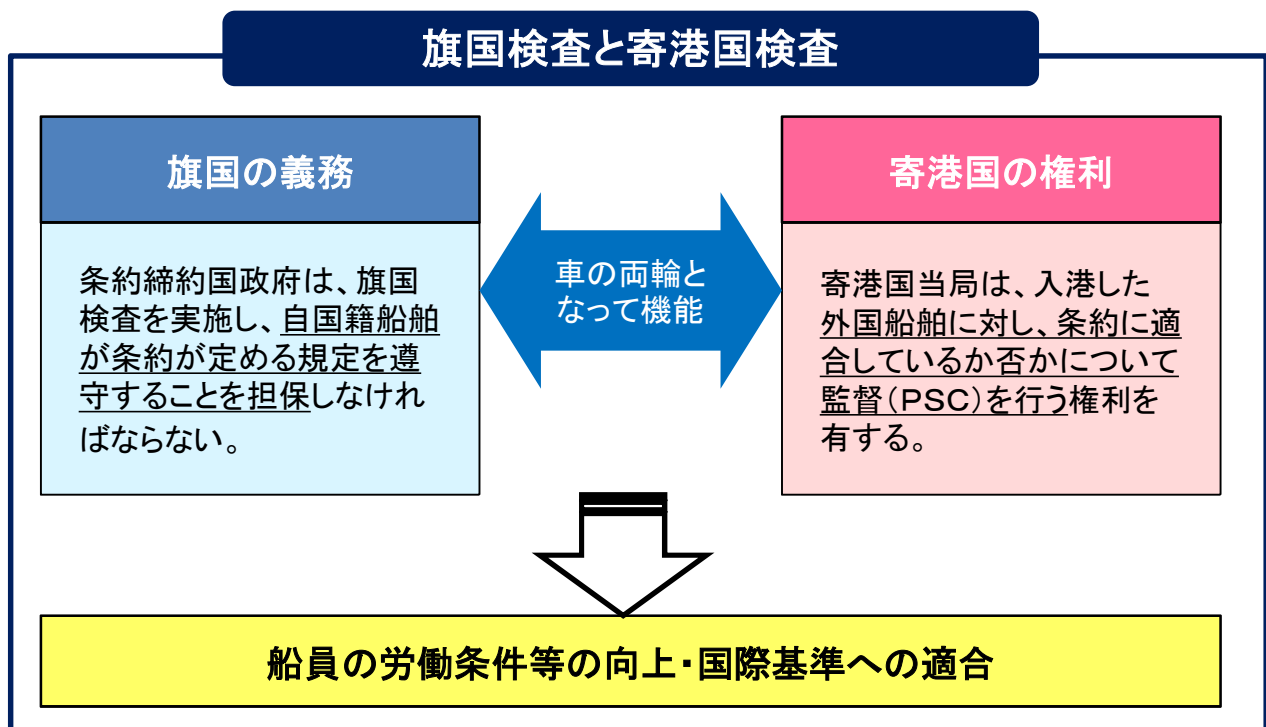
平成25年5月1日から、外航日本船舶について、船員の労働条件等に関する検査制度がスタートしました。検査の結果、条約の要件に適合すると認められたときは、条約証書が交付されます。(※)

(※)「日本について条約の効力が生じる日」(日本がILO(国際労働機関)に批准登録された日から1年が経過した日。平成26年夏頃を予定。)までは、「相当検査」・「相当証書」という位置づけになります。

2. 寄港国検査(PSC:ポートステートコントロール)

海上労働条約の加盟国において、船員の労働条件等についてPSCが実施されます。外航日本船舶についても、平成25年8月20日以降、条約加盟国の港において、PSCを受けることとなります。

我が国においては、上記の「日本について条約の効力が生じる日」以降に、本邦に入港する外国船舶に対してPSCを実施することとなります。



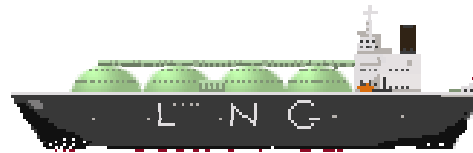
海上労働検査の対象船舶

特定船舶

(国際総トン数500トン以上の日本籍外航船)

義務

受検



※特定船舶は、条約証書を受有しなければ、国際航海に従事できません。

特定船舶以外の船舶

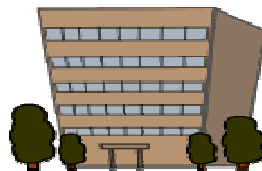
(国際総トン数500トン未満の日本籍外航船)

任意

受検



受検申請



地方運輸局等

非適用証明書交付申請
(漁船を除く。)



漁船、特別の用途に供される船舶(非商業船)



国、地方公共団体、
独立行政法人、
特殊法人 等が
所有又は運航する非商業船



海上労働検査における船舶所有者 (条約証書交付の対象者)

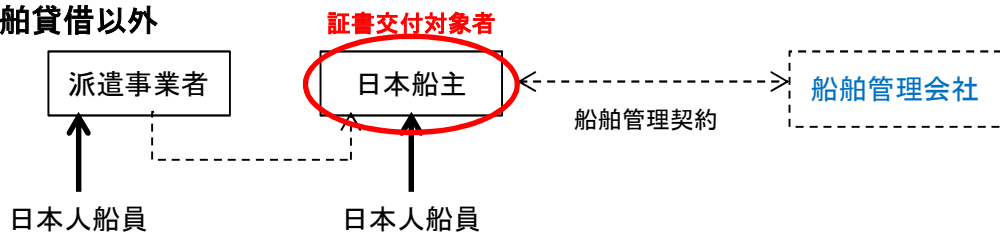
海上労働条約の遵守は、船舶単位で確認し、旗国検査の受検者は単一の者でなければならない。



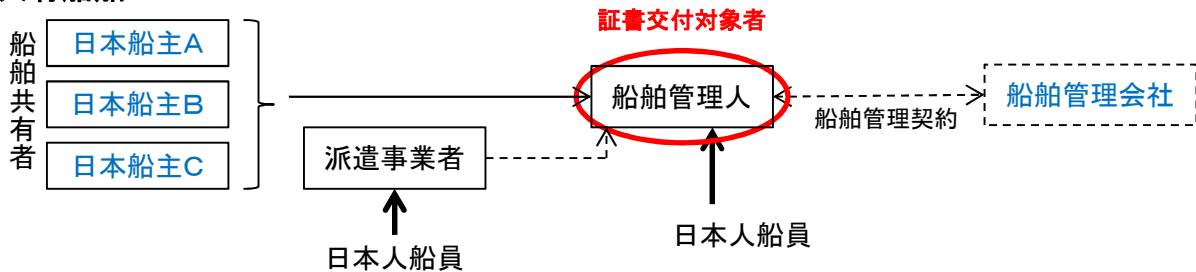
旗国検査関係の規定については、次の者に適用

- 船舶所有者
- 船舶共有の場合には船舶管理人 ≠ いわゆる「船舶管理会社」
- 船舶貸借の場合には船舶借入人 → マルシップの場合は「海外法人」

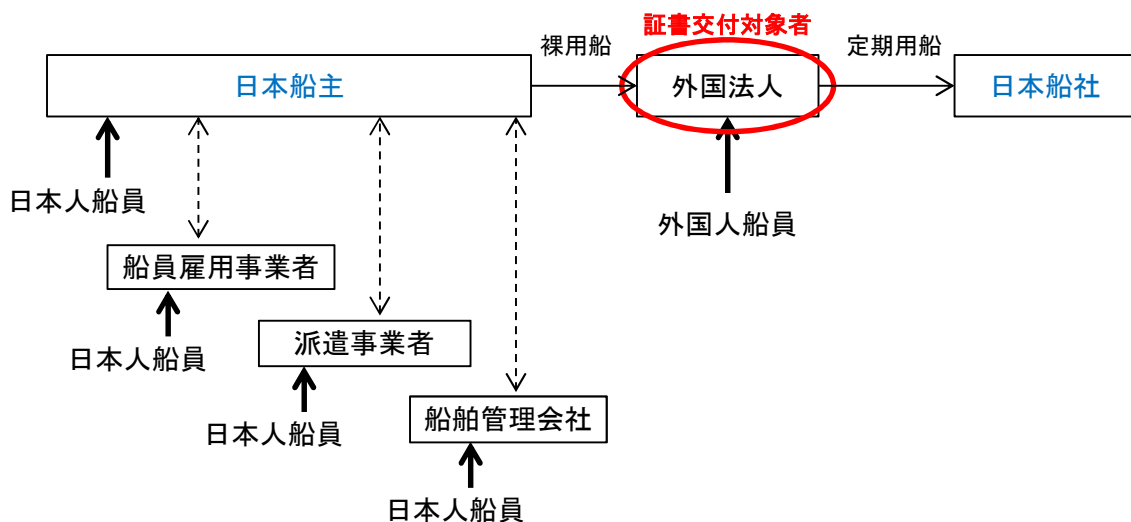
共有船舶、船舶貸借以外



共有船舶



船舶貸借(マルシップ)



海上労働検査・海上労働証書

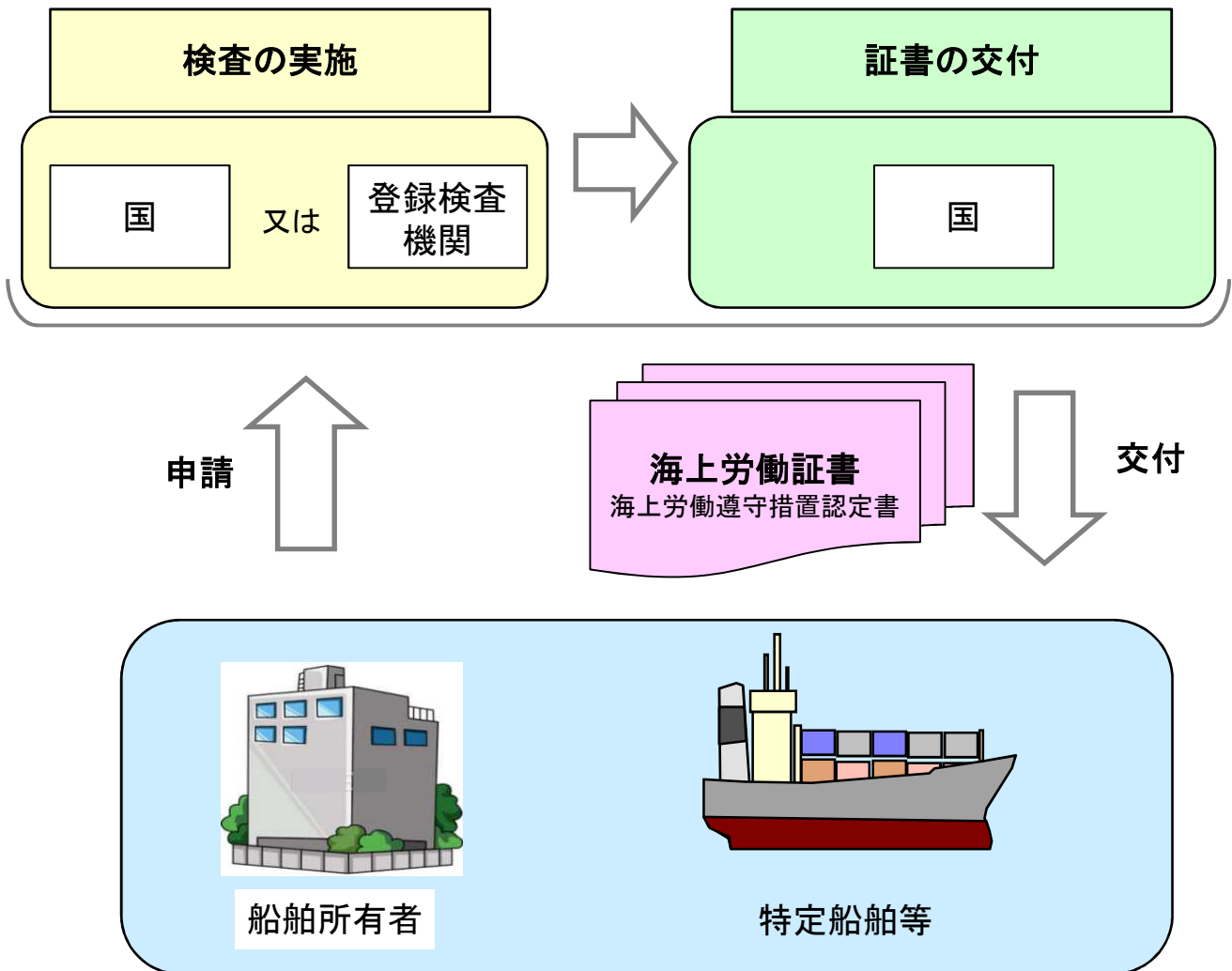
◆検査の種類

- 定期検査(5年おき)
- 中間検査(定期検査後、2回目と3回目の検査基準日の間)
- 臨時航行検査(新造船等を一時的な国際航海の用に供する時)

◆国又は登録検査機関による検査を受検し合格することで、国が海上労働証書を交付

◆海上労働証書の種類

- 臨時海上労働証書(6月有効) ← 臨時航行検査
- 海上労働証書(5年有効) ← 定期検査



よくある質問と回答①(申請手続)

Q1. 海上労働検査受検の申請は、どこにすればよいのか。

A1. 検査は、国(地方運輸局)又は登録検査機関が実施しますので、受検を希望される機関に申請してください。国の場合は、地方運輸局等(運輸支局・海事事務所を含む。)で受け付けます。

Q2. 国への申請は、地方運輸局の窓口でのみ受け付けるのか。

A2. 窓口へ直接提出していただく以外に、郵送又は電子メールでの申請も受け付けています。

Q3. 通常、内航に従事している船舶であるが、年に数回、韓国等への国際航海に従事している。この場合も、証書の取得が必要か。

A3. 必要です。国際総トン数500トン以上の船舶が国際航海に従事する場合は、海上労働証書を受有しなければなりません。内変中でも受検は可能ですので、早めに準備されることをお勧めします。

Q4. 申請時の提出書類である「海上労働遵守措置を記載した書類(DMLC第Ⅱ部)」の作成方法を教えてほしい。

A4. DMLC第Ⅱ部には、DMLC第Ⅰ部をもとに船舶所有者が法令を遵守するための措置を記載していただくこととなります。当省ホームページに様式及び記載例を掲載しているので参考にしてください。また、地方運輸局においてご相談を受け付けています。

Q5. 非適用証明書交付の手数料は、いくらなのか。

A5. 無料です。対象船舶について船舶所有者の申請により交付しますので、地方運輸局にお問い合わせください。

Q6. 8月20日以降にフラッグバックを予定している外航船であるが、受検はどのようにすればよいか。

A6. フラッグバック後、直ぐに国際航海に従事する場合は、臨時航行検査を受検し臨時海上労働証書を取得してください。当該航海中に運航実績を蓄積した後、定期検査を受検していただくこととなります。

Q7. 国際総トン数500トン未満の船舶で韓国への国際航海を行っている。この場合も、海上労働検査を受ける必要があるのか

A7. 特定船舶ではないため受検及び証書受有の義務はありませんが、任意で受検することはできます。

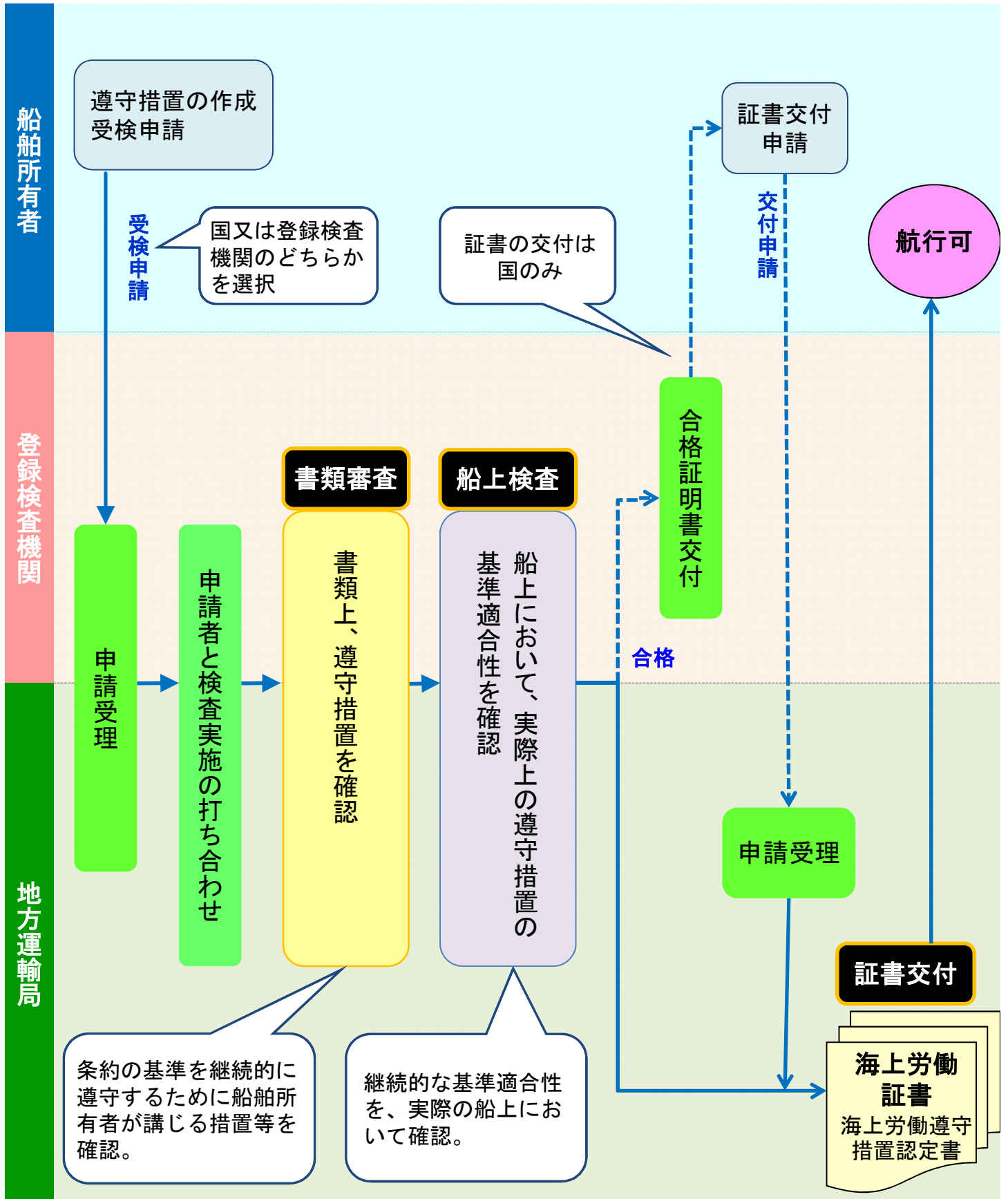
なお、国際総トン数500トン未満の船舶であっても、条約締約国においては、PSCを受ける可能性がありますので、船員労務監査の記録や法令適合性を証する書類を、適確に準備しておく必要があります。

Q8. 交付された相当証書が正式な証書に切り替わるのは、いつの時点か。その時に切替手続が必要となるのか。

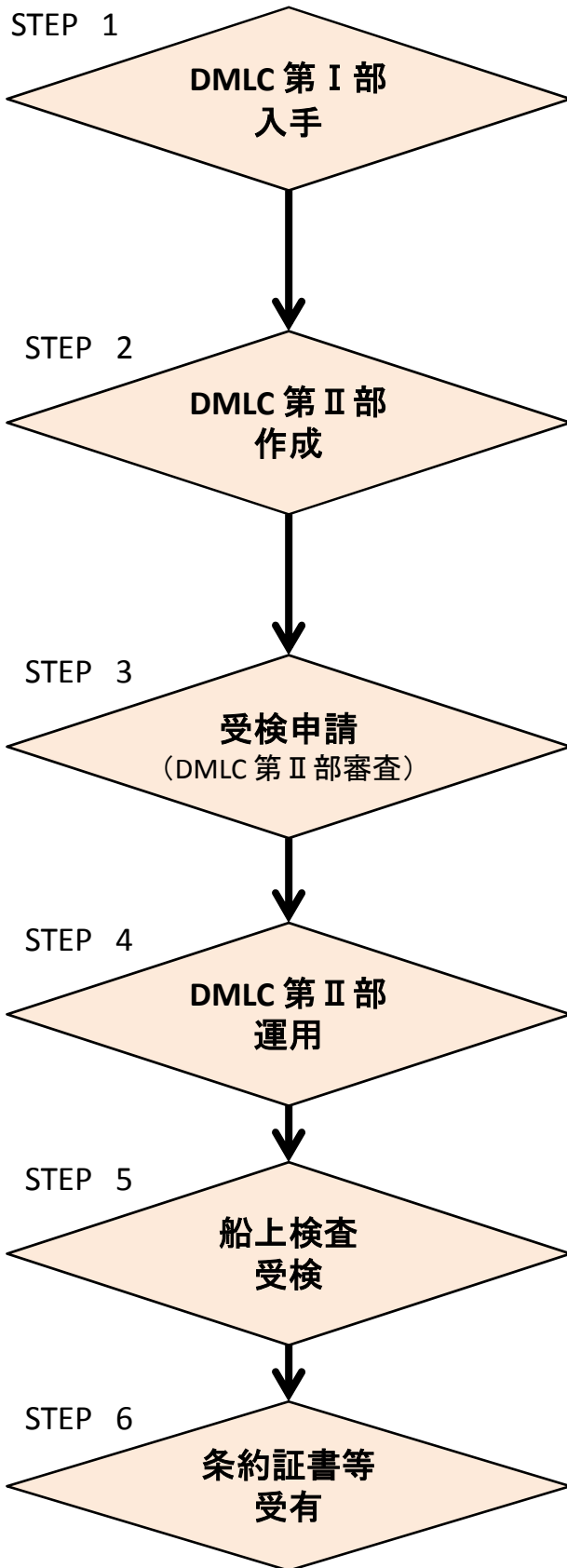
A8. 「日本について条約の効力が生じる日」(日本の批准登録日から1年後)に切り替わることとなります。切替手続は、特に必要ありません。なお、正式な証書の有効期間の起算日は、相当証書の交付日となるので、ご注意ください。

海上労働検査の流れ

※ 詳細は『海上労働検査受検等に関するガイドライン』を参照ください。



海上労働証書を取得するには



国土交通省ホームページ(HP)にて公表

検査対象となる14項目に係る国内
法令(通達を含む)を記載

上記の他、

- ・条約との実質的同等の項目
- ・適用除外の項目

HPの様式をダウンロードし、記載例を
参考に作成

法令を遵守するため、船舶所有者が
実施する措置を記載

- ・他の文書に委任することが可能

就業規則
など

地方運輸局又は登録検査機関あて
受検申請

遵守措置の運用実績を蓄積

- ※ 少なくとも1ヶ月以上
- ※ 臨時航行検査の場合はスキップ

備置書類及び記録等の準備、
船長による法令遵守状況の説明

地方運輸局等にて証書を受領した後、
船内備置及び写しを船内等に掲示

- ※ 登録検査機関による検査の場合は
証書交付申請が必要

※ DMLC : 海上労働遵守措置認定書

法令上は、STEP6で国から交付された認定書を指しますが、本パンフレットでは、便宜的に、船社における作成段階の書類を含め、DMLCと表記しています。

海上労働検査の範囲

DMLC 第 I 部（国が作成）

検査対象となる14項目を記載

1. 最低年齢
2. 健康証明書
3. 船員の資格
4. 船員の雇用契約
5. 民間の船員募集及び職業紹介機関の利用
6. 労働時間及び休息时间
7. 船員の配乗の水準
8. 居住設備
9. 船舶におけるレクリエーション用の設備
10. 食料及び料理の提供
11. 健康及び安全並びに災害防止
12. 船舶における医療
13. 船舶内における苦情に関する手続
14. 賃金の支払

船員法第100条の3
第1項第1号から第31号

DMLC 第 II 部（船舶所有者が作成）

DMLC第 I 部の記載事項を遵守するため、船舶所有者が講じる措置（遵守措置）を記載

委任・参照可能

関連文書

就業規則（労働協約）
労使協定
雇入契約書
社内規定
SMM手順書 など

※ 遵守措置は、継続的な確保・改善が必要

検査

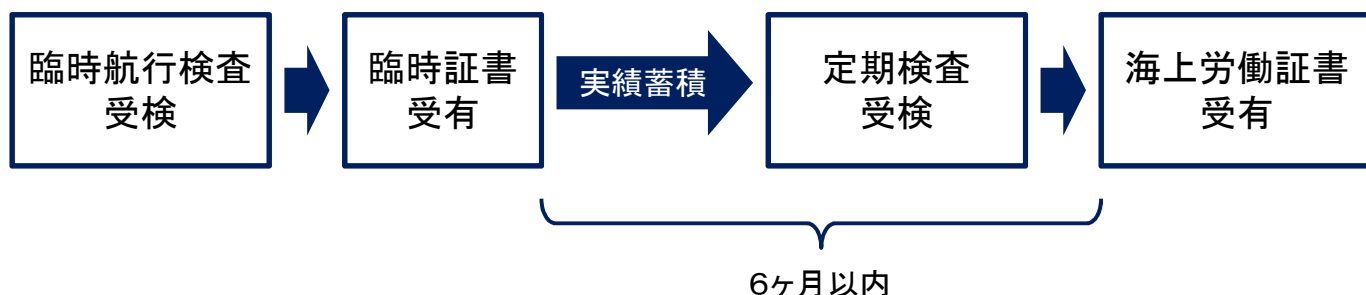
国

又は

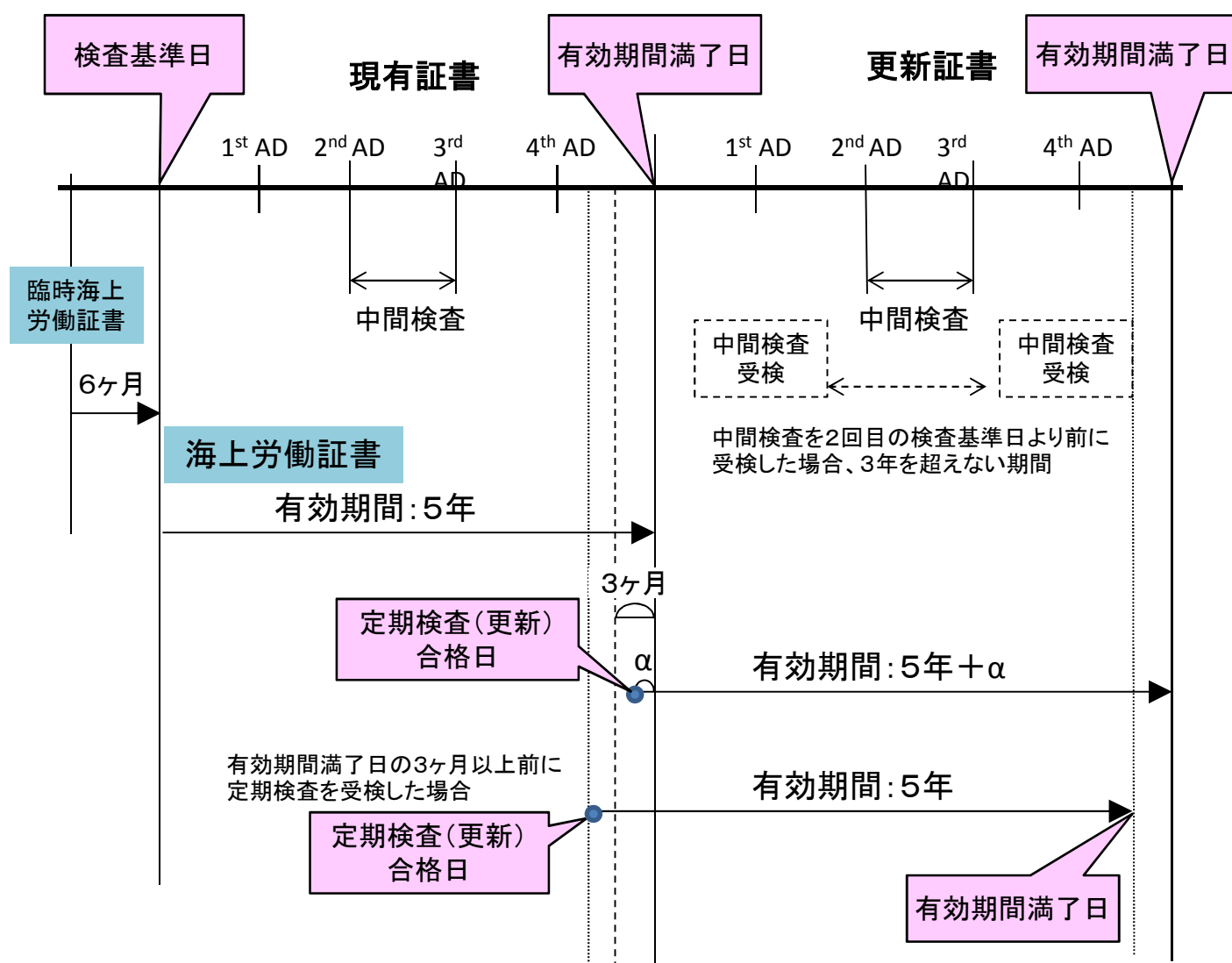
登録検査
機関

海上労働検査の受検時期と証書の有効期限

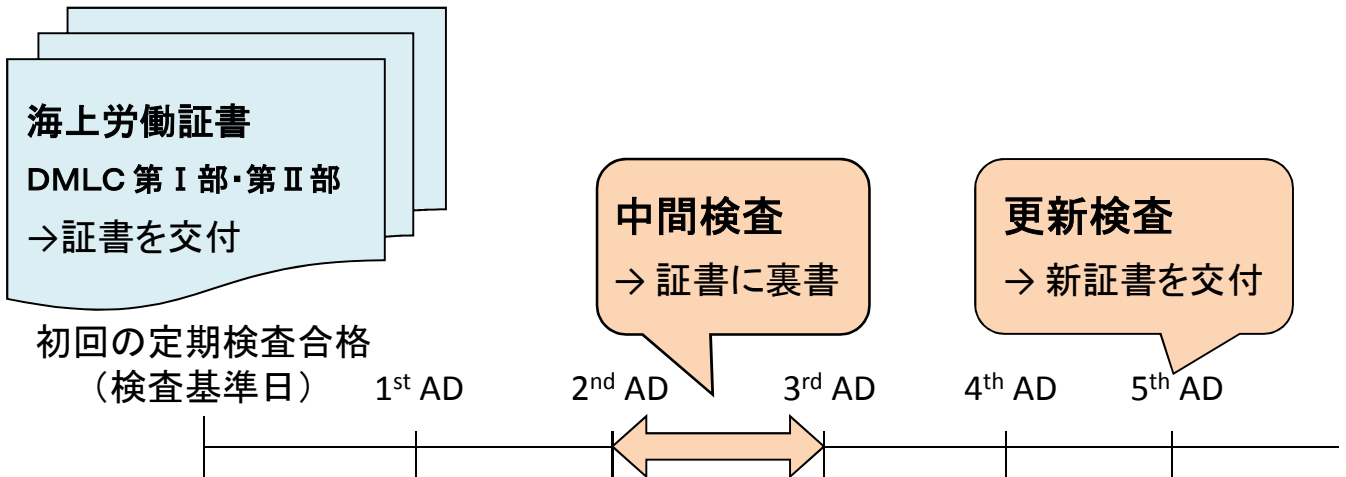
◎ 船舶を初めて国際航海に従事させる場合の受検パターン



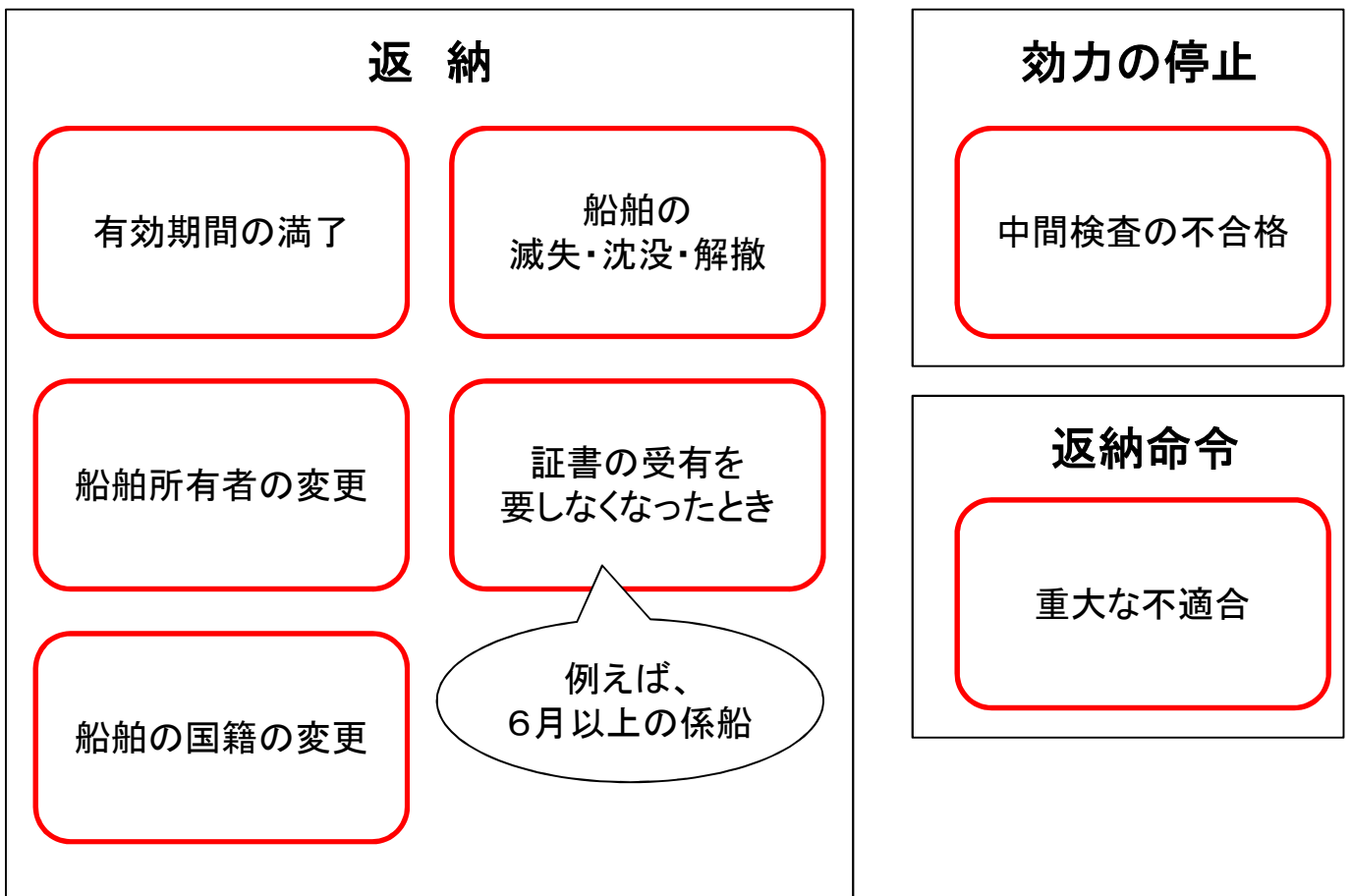
◎ 受検時期と証書の有効期限



海上労働証書の取扱い

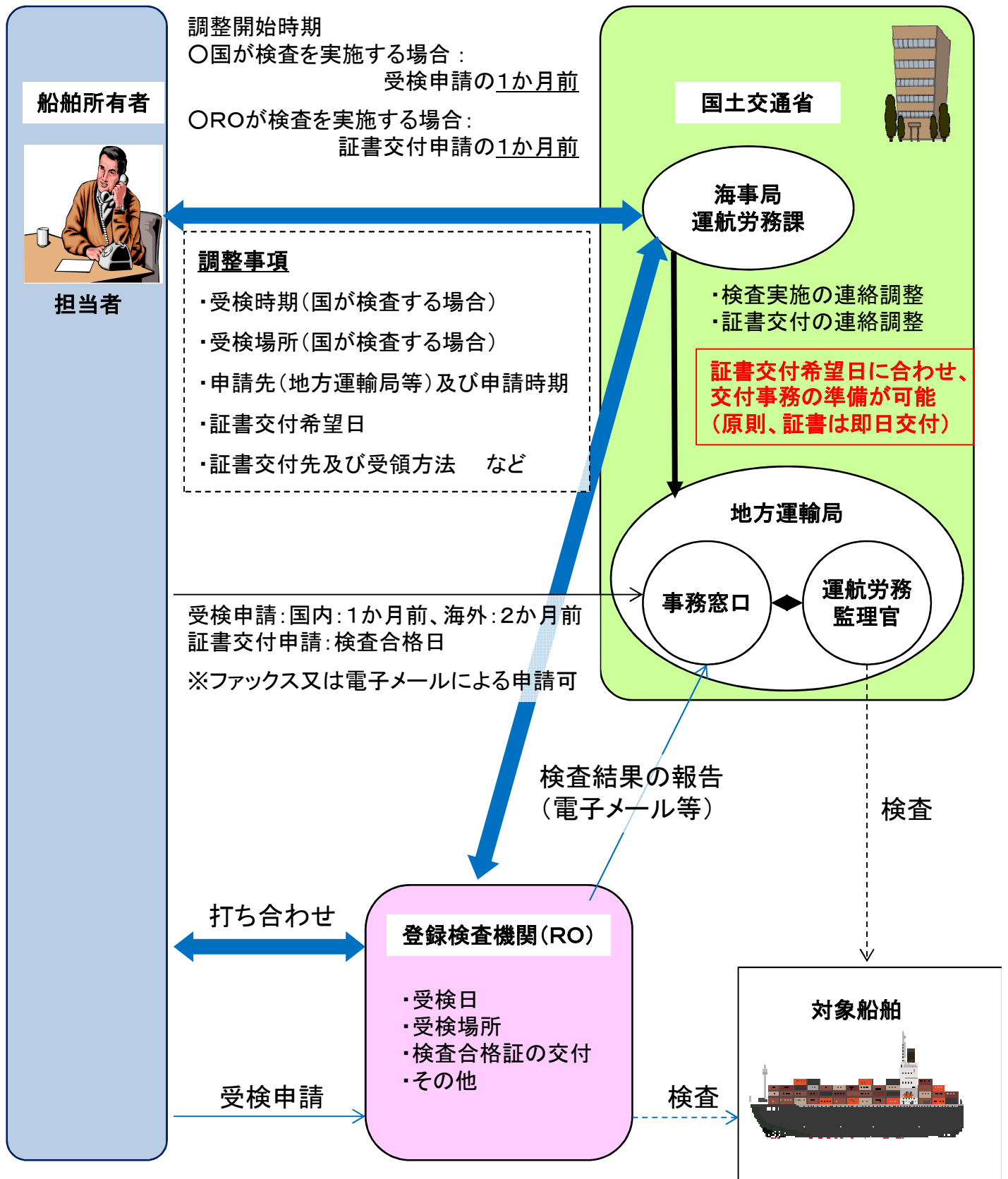


失効等の事由



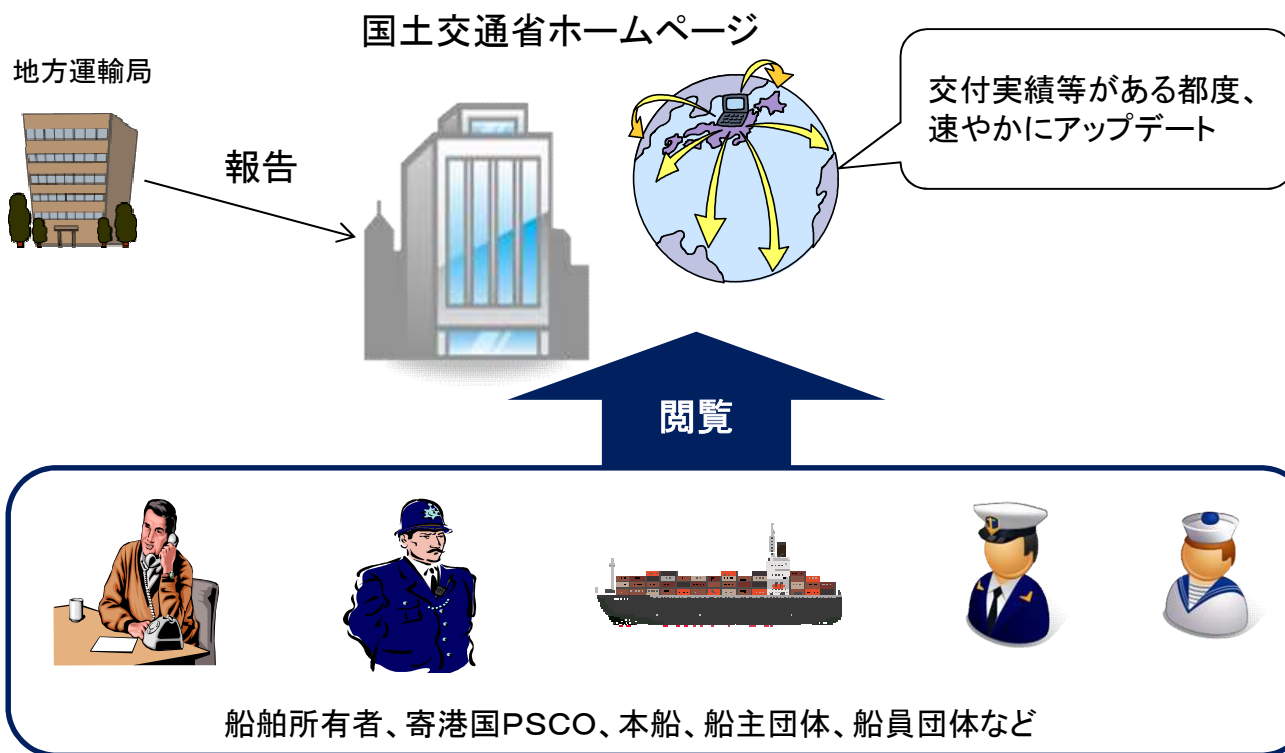
海上労働証書の速やかな交付のために

検査終了後、速やかに申請者あて海上労働証書を交付できるよう、申請者の要望により国土交通省海事局運航労務課で事前調整を行います。



海上労働証書交付記録の公表

海上労働条約に準拠し、海上労働証書の関連データを公表



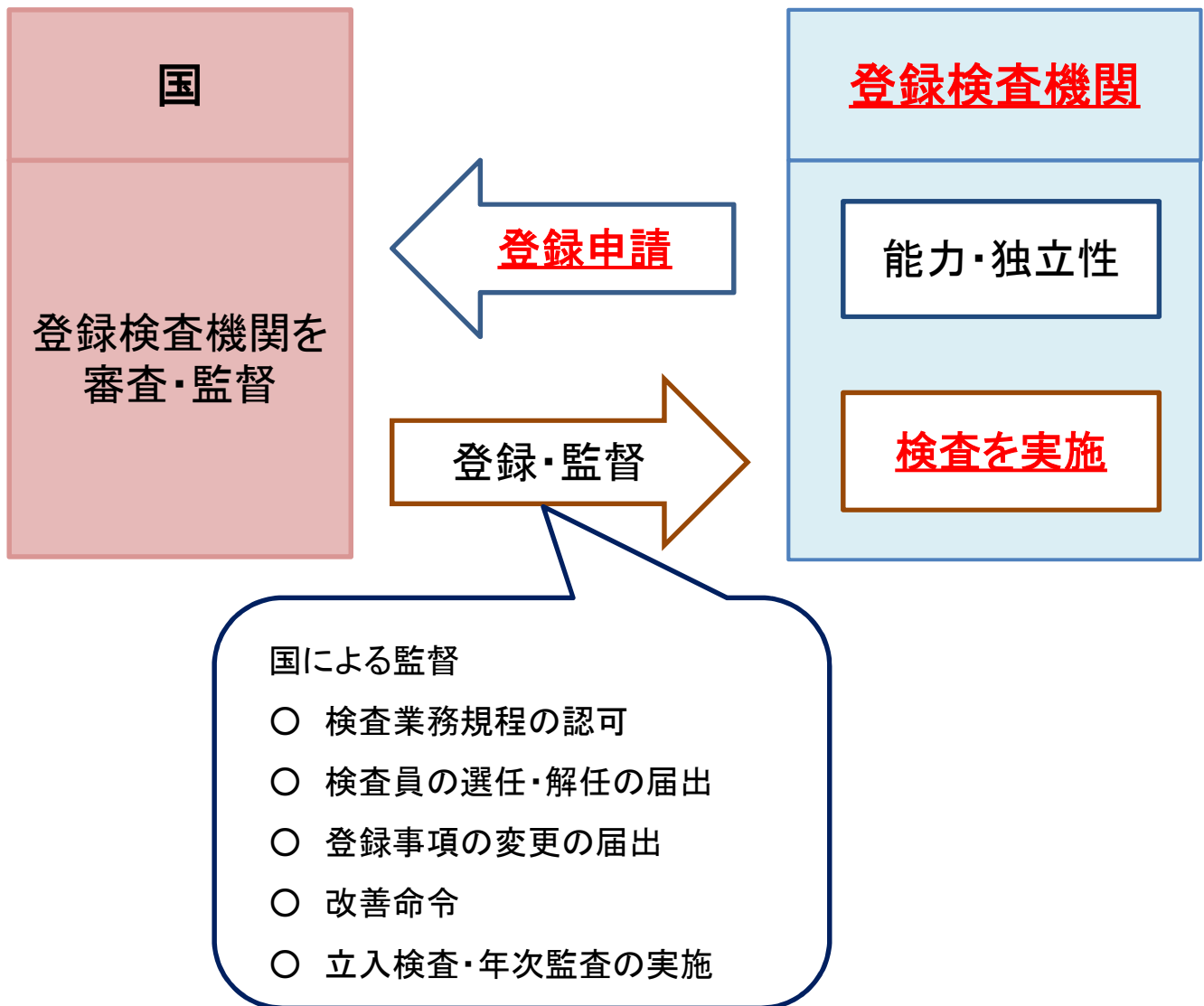
公表データ例 ※ 日本語版及び英語版を作成

20XX年X月XX日現在

当該船舶の情報					海上労働証書の情報			備考
船名	船舶所有者	船舶管理会社	IMO番号	総トン数	証書番号	交付場所(運輸局名)	有効性	
A丸	国土海運	国土マリン	1234567	20,500	KT-001	関東運輸局	有効	
B丸	海事運輸	海事シップマネジメント	1235678	7,800	KB-001	近畿運輸局	無効	2014.4.1 国籍変更

登録検査機関とは

登録検査機関は、国の代行機関として海上労働検査を実施。
船級協会に限らず、要件を満たす者であれば登録が可能。



よくある質問と回答②(検査実施・証書交付)

Q1. 船上検査の実施は、日本国内に限られるのか。

A1. 国・登録検査機関ともに、外国の港においても検査の実施は可能です。
国の場合は、関東運輸局が実施することになります。この場合、検査手数料に加え、検査員の旅費相当額を負担していただくことになります。

Q2. 国による検査を受検する場合、船上検査を予定していた港が変更になったときは、どうすればよいのか。

A2. 予定変更が分かり次第、速やかに受検申請した地方運輸局に連絡してください。あらためて船上検査実施について調整を行うこととなりますが、申請した地方運輸局の管轄以外の港で船上検査を実施する場合は、海上労働検査引継申請書を提出していただく必要があります。

Q3. 船上検査にはどのくらい時間がかかるのか。

A3. 基本的には、1日(約6時間)を見込んでいます。ただし、検査において不適合が発見されるなど遵守措置が確認できない場合は、検査時間を延長することがあります。

Q4. 入渠中に受検することは可能か。

A4. 入渠中であっても乗組員の体制など通常運航状態を変えなければ、実施は可能です。ただし、例えば対応者が船長と工務担当者のみであるため、通常の遵守措置が十分に確認できない場合は、検査は実施できませんので、ご注意ください。

Q5. 中間検査や定期検査(更新)の受検時期を繰り上げて実施できるか。

A5. 可能です。ただし、中間検査を繰り上げ実施した場合は、検査合格日から3年以内に再度、中間検査の受検が必要となります。また、定期検査(更新)を繰り上げて実施した場合は、その合格日を新たな基準日として5年間有効な証書が交付されることとなります。

Q6. 国による検査合格後又は証書交付申請後、証書はいつ交付されるのか。

A6. 原則として即日交付としています。検査合格日又は証書交付申請日に円滑に証書の交付ができるよう、申請者の希望により国土交通省海事局運航労務課が事前の連絡調整をすることにしていきますので、ご活用ください。

Q7. 仮に出航までに本船に証書原紙が届けられない場合、どうすればよいのか。

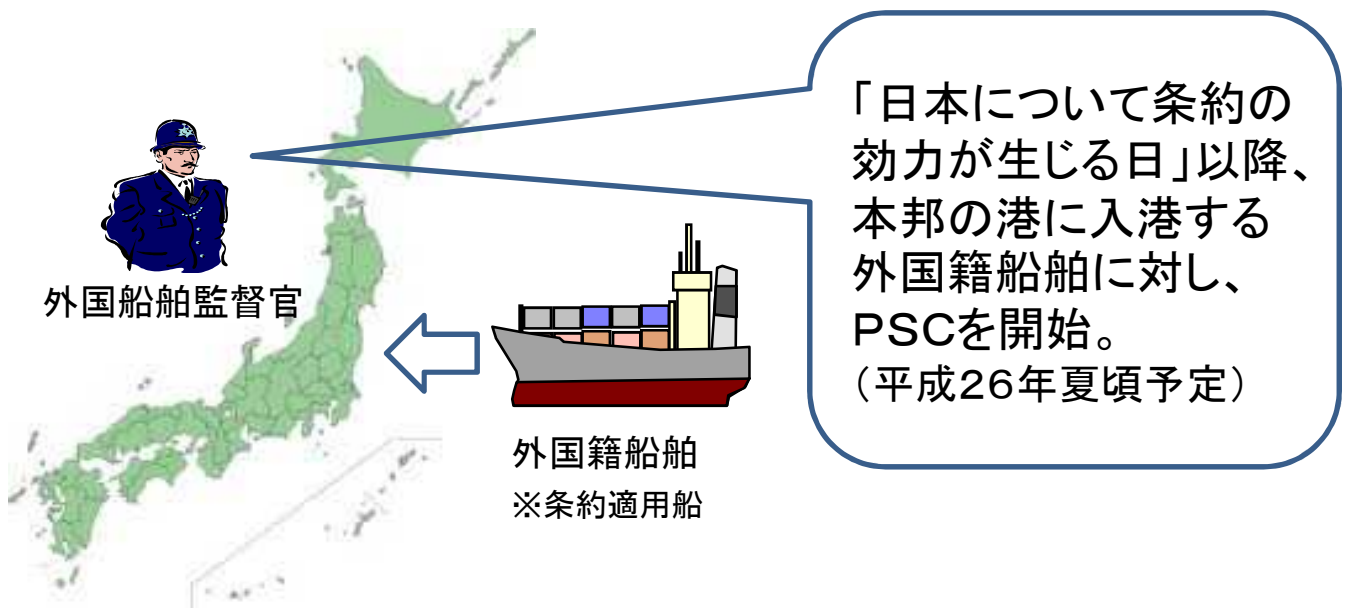
A7. 外国の港で受検した場合を想定し、証書原紙の船内備置が間に合わない場合には証書交付済み証明書を別途交付します。本証明書と証書の写しをもって、PSCに対応していただくこととなります。

Q8. 証書交付後にDMLC(海上労働遵守措置認定書)第Ⅱ部に係る措置内容を変更した場合、届出が必要か。

A8. DMLC第Ⅱ部の記載事項を変更した場合は、地方運輸局に変更の報告を行っていただくこととなります。ただし、DMLC第Ⅱ部の記載事項に変更が無く、遵守措置に影響を生じない軽微な変更の場合は、報告は必要ありません。

船員の労働条件に関する寄港国検査(PSC)

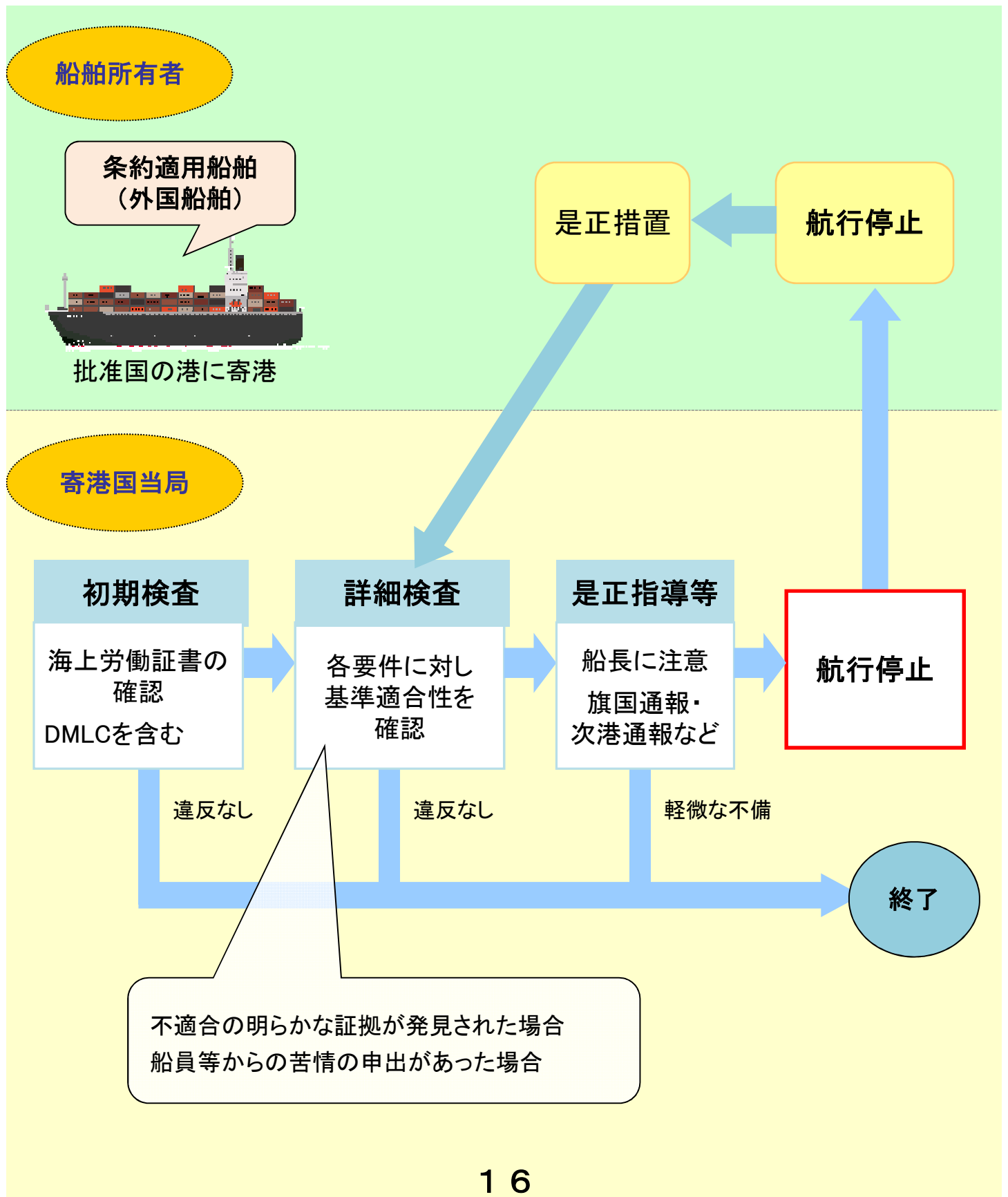
海上労働条約においても、IMO関係条約と同様、自国に寄港する外国船舶に対してPSCを実施する権利が定められています。また、条約を批准していない国の船舶に対しても、PSCが行われます。



条約締約国において条約の効力が生じる日以降、PSCを開始
(平成25年8月20日以降)

外国船舶に対する寄港国検査(PSC)の流れ

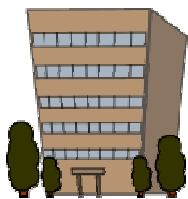
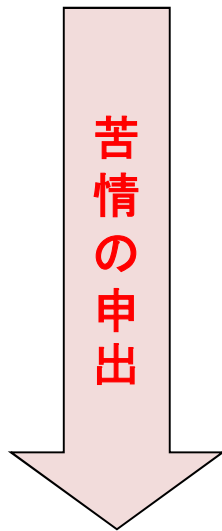
寄港国検査(PSC)は、条約非締約国を旗国とする船舶や条約証書の受有義務がない国際総トン数500トン未満の船舶にも実施。



外国船舶の船員による苦情の申出

外国船舶の船員は、労働条件に関して地方運輸局へ苦情の申出を行うことができる。

外国船舶の船員



地方運輸局

※外国船舶監督官が対応

必要な措置

初期調査

- ・苦情の性質
- ・船内苦情処理手続の利用の有無

詳細検査

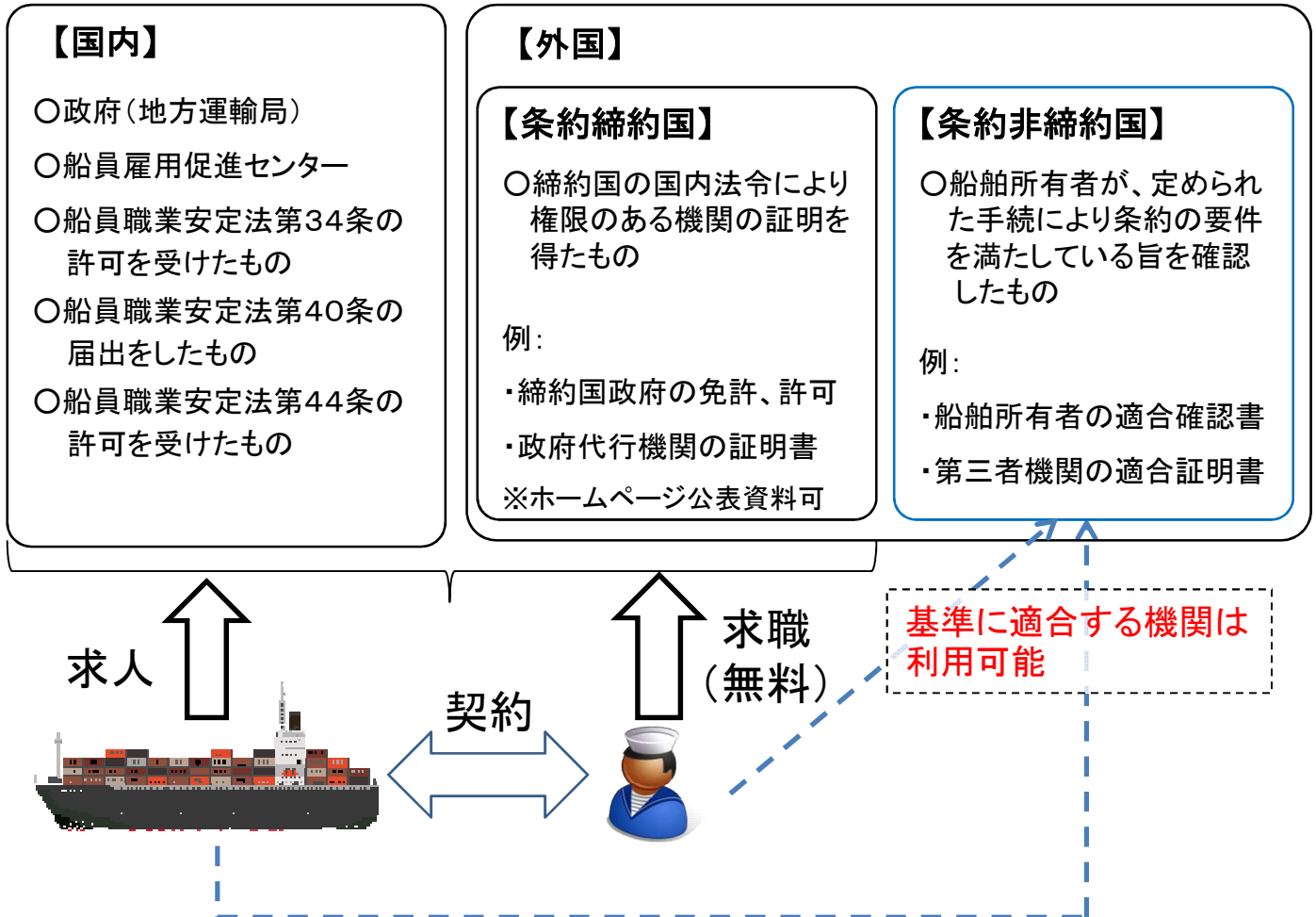
船内苦情処理手続の
促進の指導

旗国への通報

(最終的に解決しない場合)
ILOへの通報

募集・職業紹介を利用した船員の雇入れ

船舶所有者が利用可能な募集・職業紹介機関



※外国に所在する職業紹介機関等の適合性の証明方法については、[外国にある船員の募集及び職業紹介機関を利用する場合の手続](#)を参照ください。

よくある質問と回答③(PSC等)

Q1. 日本に条約の効力が生じる日は、いつになるのか。

A1. 「日本について条約の効力が生じる日」は、日本がILOに条約批准の登録をされた日から1年後になります。現時点では、平成26年夏頃を見込んでいます。

Q2. 日本国内におけるPSCは、「日本について条約の効力の生じる日」以降に開始するとされているが、それ以前は船員の労働条件に関するPSCは実施されないのか。

A2. 海上労働条約の要件に関するPSCは実施されませんが、STCW条約(資格・休息时间)・SOLAS条約(配乗)の要件に関するPSCは、従来どおり実施します。

Q3. 国際総トン数500トン未満の外国船舶について、日本でPSCは実施されるのか。

A3. 条約の適用が除外されている漁船、非商業船などを除き、我が国の港に入港するすべての船舶が対象になります。500トン未満の船舶は条約証書の受有義務がありませんので、基本検査は旗国の国内検査等の記録を確認することになります。

Q4. 条約非締約国を旗国とする船舶に対するPSCは、どのように実施するのか。

A4. 条約では、非締約国の船舶に対して有利な取扱いをしないこと“ No more favorable treatment” が規定されていますので、条約要件の適合性を確認することになります。船級協会が発給する適合証明書も、適合性を証する書類として取り扱われます。

Q5. PSCでは、条約要件すべてについて、検査を行うことになるのか。

A5. 条約要件のうち、旗国検査の対象となる14項目について検査を行います。従来のPSCと同様、基本検査として条約証書等の書類の確認を行い、必要な場合は詳細検査を実施します。

Q6. 外国籍船に乗り組む船員の苦情は、どこに連絡すればよいのか。

A6. 全国の地方運輸局(神戸運輸監理部・沖縄総合事務局を含む)の外国船舶監督官が受け付けます。初期調査の結果、必要があると判断した場合は、苦情が申し立てられた事項について、PSCを実施します。

Q7. 条約適用船を中国航路に投入しているが、平成25年8月20日以降、中国においてもPSCが行われるのか。

A7. 中国は平成24年8月20日までに批准登録されていないため、海上労働条約によるPSCは実施されません。なお、中国の批准予定時期は、明らかになっていません。
※平成24年8月20日に、30ヶ国が条約を批准し発効要件が充足されたため、平成25年8月20日に、これらの30ヶ国について条約の効力が生じることとなりましたが、31ヶ国目以降の国については、それぞれ批准登録された日から1年後に条約の効力が生じ、PSCが開始されます。

Q8. 平成25年8月20日以降、締約国において実施されるPSCでは、条約証書の不所持で拘留されることになるのか。

A8. ILO決議において、国際的な条約発効から1年間は、旗国・寄港国とも条約証書を受有せず国際航海に従事することを許容できるものとされています。条約証書の不所持のみで拘留処分となることはないと思われませんが、平成25年8月20日までに条約証書を取得することをお勧めします。

○モデル様式等の入手先

国土交通省海事局・海上労働条約に伴う船員法改正ページ

<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh18.html>

○お問い合わせ先

北海道運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	011-290-2772
東北運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
北陸信越運輸局海事部 船員労働環境・海技資格課	025-285-9159
中部運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	082-228-8707
四国運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部 船員労働環境課	092-472-3175
沖縄総合事務局運輸部 船舶船員課	098-866-1838